

千葉市美浜区告示第 14 号

令和 8 年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書を、別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示します。

なお、この書類は、送達を受けるべき方の申出により交付します。

（この告示は、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、書類の送達があったものと見なされます。）

令和 8 年 9 月 11 日

千葉市美浜区長 大森 信人

公示送達書

健康保險課

公示送達日 令和8年9月11日

[illegible]